

懲罰特別委員会審査報告書

1 審査事件

関綾乃議員に対する懲罰について

2 審査経過

前記事件を審査するため令和7年1月14日、1月30日、2月17日、2月25日、3月19日及び3月24日に当委員会を開いた。

(1) 出席した委員

森下 恒夫 横尾 正信 水田 文夫 西本 英輔 嵯峨山 博
湊本 稔 浅田 郁雄（議長 1/14、3/19、3/24）

(2) 欠席した委員

なし

(3) 説明のため出席した議員

関 綾乃

(4) 説明のため出席した職員

なし

(5) 秘密会について

委員会では、協議により委員会を秘密会とすることを決定した。主な理由は、事件の性質上市民の個人情報保護に関する配慮が必要であるとの判断による。ただし、その必要がなくなった第5回委員会から秘密会は解除することとした。

3 懲罰事犯の有無

懲罰を科すべきものと認める。

4 懲罰処分の種類及び内容

地方自治法第135条第1項第4号の除名とする。

5 理由

(1) 調査経過について

- ① 令和6年12月24日、12月議会最終日において、関議員は自らへの議員辞職勧告決議の提出に際し、申し出により10分間にわたり弁明の陳述を行なった。この際の陳述に対して発言内容に請願第3号吉田俊平議員の即時議員辞職勧告を求める請願（以下「請願第3号」という。）に係る請願者に対する侮辱発言があるとして複数の議員により懲罰動議が提出された。

動議が可決され懲罰特別委員会が設置された。

- ② その後今日まで先述の報告のとおり6回の委員会が開催され、当該発言に対する調査を行なった。

委員会ではまず地方自治法132条の「無礼の言葉」について確認した。議会における無礼な言葉とは議員の発言において必要な限度を超えて関係者の感情を反発させる言葉であり、穏やかでいられない内容の言葉、聞き捨てならない言葉、不穏当な発言、

勘弁できない発言等を指す。

次に朝来市議会会議規則第144条にいう「品位を尊重する」ことにおいて発言において「品位」を尊重するとは、無礼な発言をしない、議会の秩序や規律を乱す発言をしない、虚偽発言をしない等である。虚偽発言や誹謗中傷の発言は特に議会の品位を著しく貶めるものであるから厳に慎むべきであること等を確認した。

- ③ 以上の確認に基づいて関議員の陳述発言における法132条にいう「無礼の言葉」、朝来市議会会議規則第144条にいう「品位」を損なう発言に該当する発言を対象に調査を行なった。

- ④ 第3回委員会においては関議員の申し出により弁明のための陳述が行われた。関議員は主に「侮辱発言はしていない」旨を強調した短い弁明を行なった。

(2) 処分の検討にあたっての留意事項

第3回委員会において全会一致で懲罰を科すことに決した。その後懲罰の種類を決定するにあたって事務局より地方自治法第135条の懲罰の種類である戒告、陳謝、出席停止、除名のそれぞれについて説明を受けた。その後において委員会として慎重に検討を行なった。その結果、戒告、陳謝、出席停止（7日以内）では今回の事件に対する懲罰としては軽きに失するものであるとして、除名についても検討することとした。

懲罰委員会においては、処分を検討するにあたって特に以下の点に留意した。

- ① 議員に対する懲罰は議会の自律権に属する権能ではあるが、地方議会議員に対する除名処分は現に議員が保有している議員たる地位を剥奪して不利益を与える処分であり、その要件事実が地方自治法第134条に明定されていて、一般的に承認された価値基準によって判断されうるものであること。
- ② また議員たる地位は被選挙権を有する国民個人の自発的な立候補の意思に基づき、個人的にも精神的、肉体的かつ経済的に多大な努力を要する選挙を通じて初めて獲得される地位であること。
- ③ 懲罰における除名処分は、懲罰の中でも、住民の選挙によって選ばれた議員の地位を剥奪する結果を生じる最も厳しい処分である。
それゆえ、当該議員の言動が正常な議員活動としての範囲を著しく逸脱し、かつ甚だしく議会の品位を傷つけたと判断される場合にのみ適法なものとして承認されると解すべきであること。また除名処分が議会で可決されるためには3分の2以上の出席とその4分の3以上の同意が必要とされ、その基準は他の懲罰と比べて格段に厳しいこと。
- ④ 当該議員がたとえ「無礼の言葉」を発したとしても、それが真に除名処分に値する程度に無礼な発言であったと認められない限り、除名処分を科すことは適当ではない。また議会の品位を傷つけ、貶めたとしてもそれが真に除名処分に値する程度に品位を傷つけ、貶めたと認められる程度でない限り、除名処分を科すことは適当ではない。感情にとらわれず、むしろ寛容の精神において、理性的に、慎重な上にも慎重な検討と判断が求められるべきであること。

⑤ また議会は言論の府であり、言論の自由は最大限に保障されていなくてはならず、憲法第21条で保障されているように議会制民主主義の根本であること。

⑥ したがって、本件においても本会議での関議員の弁明のための意見陳述は、議員としての正当な権利の行使であり言論である。

したがって、たとえ誤りがあるとしてもその言論における政治的信条や思想的内容にまで立ち入って処罰の対象とするべきではないことは論をまたない。

ただその12月24日の弁明のための陳述中に発せられた「無礼の言葉」や「議会の品位を貶める発言」また「議会の秩序を乱す発言」についてのみ、その発言の意図や内容が懲罰の対象となること。

委員会としてはこうした観点に特に留意して慎重に検討を重ねた。その上で結果として最も厳しい「除名」処分が適当であるとの結論を下した。

詳細については後述するが、12月24日の当該陳述の発言内容を慎重に調査検討した結果、なるほど言葉そのものは外形的には敬語や丁寧語が多用されているが、その意味するところにおいて、多くの発言がその無礼さ、その品位の低さ、違法行為の正当化によるコンプライアンスの逸脱等に満ちていたこと、さらにはその悪質さが著しく、かつ一片の反省すら無く議会として到底許容できない程度であると判断したことによるものである。

(3) 関議員の陳述発言の調査と評価について

関議員の陳述発言のうち、委員会としては21箇所の発言を懲罰の対象となる発言とした。本報告としてはそのうち特に「ア 請願者及び請願賛同人に対する著しく無礼かつ議会の品位を貶める発言」、「イ 戸別訪問を正当化し、遵法精神から逸脱した発言」、「ウ 朝来市議会を侮辱し議会秩序を著しく乱す発言」であると評価した15箇所の発言にまとめて報告する。

ア 請願者及び請願賛同人に対する著しく無礼かつ議会の品位を貶める発言について

発言①

「また、面談した全員とのやりとりを個別に明確に覚えているわけではありませんが、皆様に大体同じような質問をした結果、請願第3号の内容を正確に理解して賛同人署名をされた方はほとんどおられないことが分かりました。」

【評価①】

この発言は請願に賛同した市民の判断力や意図を軽視し、不適切な評価をするものである。特に請願内容の解釈において関議員の主観的判断に基づいて「理解不足」と断じることが賛同人の行為を否定し、その名誉を傷つけるもので地方自治法第132条が禁止する「無礼の言葉」に該当する。

なお、渇本委員は、請願書本文を見ていない請願賛同人がいるのは客観的事実であり、そのことを関議員が指摘したまでのことであるので、この評価には同意できないという意見であった。

【評価②】

市民が行なった請願活動に対して否定的な評価を公の場で行うことは、議会が市民の民主的な権利行使を軽んじている印象を与える。特に内容をよく理解せずに署名し

たという発言は請願賛同人を侮辱し、市民の行動の正当性を否定するものである。議会は請願を公平に審議する場であり、議員が個人的な見解をもとに請願活動を否定するような発言を行うことは、議会の中立性を損ない、信頼性を低下させる。

市民が請願活動を行う際に、公然と批判されるリスクを感じることであれば、民主主義の基本である市民の政治参加を妨げる結果を招く。したがって、このような発言が議会の本会議の席上でなされた場合、議会の品位を著しく貶めることになる。以上からこれらの発言は請願行為を不当に否定し、請願者及び賛同人の行動を軽視するものであり、「無礼の言葉」に該当し、議会の品位を損なうものである。

発言②

「請願第3号の資料を示し、実際の吉田議員の発言は正規職員の意見を聞くべきだというもので、ほかの議員や議長の指摘もなく、非正規職員に対する差別的なものとは言えないと思われるのですが、それでも辞職勧告を求められますかという質問」

【評価①】

ここで関議員は「吉田議員の発言は差別発言ではない」と公然と評価して、請願第3号の趣旨を独善的に否定している。しかし請願内容の評価は議会全体で行うべきものであり、個々の議員が主観的に断定することは適切ではない。日本国憲法（以下「憲法という。」）第16条で保障される請願権は、市民が政策や行政に対する意見を表明する基本的な権利である。議員が妨害することは許されない。

発言③

「A氏が民生委員を務める地元の人の中には、今後、家族や自分も世話になるとき不利にされたら困ると思い署名をしてしまったと悲しげに言う方もいました。」

【評価①】

民生委員制度と請願活動を結びつけるこの発言は非常に問題がある。民生委員制度は地域社会において中立的かつ公平な立場で住民を支援することを目的としており、地域住民の公的信頼を基盤にして成立している。「不利にされたら困ると思い署名してしまった。」という表現は請願者が民生委員としての地位を利用して署名を集めたかのような印象を与え、民生委員制度全体の中立性や公平性に対する不必要な疑念を引き起こす。

民生委員制度に対する信頼は住民が安心して相談や支援を受けるために不可欠であるが、この発言により、「民生委員が立場を利用して市民に圧力をかける」と言った誤解を生じさせ、民生委員の中立性を疑わせて市民の信頼を損なう。また、この発言は請願者が民生委員としての立場を不当に利用しているかのような印象を与えるため、個人の名誉を損ねている。民生委員としての活動が請願活動と結びついているかのように示唆することは、請願者の人格や行動の正当性を不当に貶めるものである。議会の場で特定の制度（民生委員）やその担い手（請願者）に対する疑念を喚起する発言を行うことは、議会の中立性や品位を損ねる行為とみなされ、この発言は名誉を毀損する「無礼の言葉」に該当し、議会の品位を損なうものと言わざるを得ない。

以上のことから当該発言は非常に問題のある発言であり、議会としても看過することはできない。

なお、渕本委員は、発言③の内容は関議員がそのように断定したものではなく、訪問先の請願賛同人の中に、そのような発言をされる方があったということを述べたものであって、関議員が民生委員の評価を貶めることを意図して発言したものと認め

られないため、この評価には同意できないという意見であった。

【評価②】

また、請願受理及び個人情報取扱事務調査特別委員会（以下「百条委員会」という。）の調査においてもこの発言は問題視され、確認のため、署名者のうち誰の発言か特定を求めたところ、メモしていないので誰の発言かは覚えていないとの回答であった。誰の発言かも特定できないような発言とは、場合によっては虚偽発言の可能性もあるということである。百条委員会でこのように指摘されたにもかかわらず、今回本会議場で再び同じ発言を持ち出したことは、反省もなく議会の品位と信頼を著しく貶めるもので許されることではない。

発言④

「賛同人は名前が公開されてしまう場合がありますが、そのことは御存じですか。・・・名前が出ると、例えば吉田議員の支持者などからよく思われにくいというようなリスクもあるかもしれませんが、そういった御説明も受けられましたか。この質問については、ほとんどの方が、名前が公開されるという説明はなされていない、会議資料となっていることも知らなかった。そのようなリスクは考えてもいなかった、知らされていないかったという回答でした。」

【評価①】

請願権の行使において、賛同人が「リスクを認識していない」と断じたり、「説明不足」とする発言は請願の趣旨や賛同人の意思を軽視するものである。特に「名前が公開され支持者からよく思われにくいリスクがある」という発言は請願活動がもたらす影響を一方的にネガティブに解釈しており、請願者の意図を不当に歪めている。このような発言を本会議場で強調したことにより、請願行為全体を危険なものとして印象付けている。「名前の公開やリスク」を強調することで、市民が請願活動に参加することへの不安を煽る結果を招いている。これは請願権行使の萎縮を招き、民主主義の基盤である市民の政治参加を阻害するもので、議会の品位を損ねる。

また、「説明がなされていない」「知らなかった」との主張を強調することで、請願者が賛同人に対して十分な説明を行わなかったと示唆している。このような発言は請願者の誠実性に疑念を抱かせ、名誉を傷つけるものである。加えて賛同人の判断が浅薄であるかのような印象を与えている。この発言により、請願が賛同人に不利益をもたらす行為であるかのような印象を与えることは請願趣旨を不当に歪めるものであり、請願者の名誉を著しく傷つけ「無礼の言葉」に該当する。

このように請願者の誠実性を否定するような表現を多く用いており、「無礼の言葉」に該当すること、請願趣旨を歪曲し、請願行為全体を不当なものとして印象付けて、議会の品位を損ね、市民の請願権行使を萎縮させる効果を持つことから、議員として許されざる発言であると言わざるを得ない。

発言⑤

「面談を重ねて、お話を聞くうちに、請願人であるA氏が今回の署名を集める際に、そもそも請願第3号の書面を見せずに、何に署名するのかということを伝えていない場合があること、請願3号の内容等について正確に伝えていない場合があることなどが分かってきましたので、これらの点もお伝えしたいという目的で行ったものです。」

【評価①】

請願者がどのような手法で賛同署名人を集めたかということは、百条委員会の調査で明らかになっている。その手法に何らの違法性や不当性はなく、議会が、ましてや議員が関与、干渉すべき問題ではない。

請願者は第3回百条委員会で次のように証言している。「署名をいただく表紙にまず請願と同じ文書を記載したものを挟んでおりまして、それを指で示しながら説明をし、署名を、納得していただける場合のみ署名をいただきました。また大勢の方がおられる場所では、それを読み上げ、内容を説明し、賛同いただける方のみ署名をしていただきました。」

状況によっては請願書を見せず、読み上げたり、概略説明だけでお願いをしたこともあるとの証言である。これらの手法は状況に応じた合理的なものであり、それから生じる説明の過不足や濃淡について、議会や議員がことさらにあれこれ評価したり、介入することは請願法の趣旨に違反する。

関係議員の発言では「書面を見せず」「正確に伝えていない」と断定的に述べており、請願者の行為が意図的に不誠実であったかのような印象を与えている。これにより請願者の名誉を損なっている。特に公的な場でこのような発言を行うことは請願者の信頼性や誠実性に対する疑念を広める結果となる。この発言が「面談を通じて分かった」と述べられているものの、客観的な証拠や裏付けが示されておらず一方的な非難となっている。そして請願活動そのものを不誠実または欺瞞的な行為であると示唆して、請願者の人格や意図を侮辱するもので「無礼の言葉」に該当する。

また、請願活動を不適切に評価するものであり、市民の請願活動を萎縮させる効果もあることから、議会の品位も損ねている。

発言⑥

「A氏は請願第3号の本文を見せず、吉田議員の辞職勧告決議を求めるという趣旨自体や、実際の吉田議員の発言すら説明せず、吉田議員が差別的発言をしたと決めつけて懲らしめる趣旨であると説明して、多数の方々から賛同人署名を真意に反する方法により集めています。この賛同人署名の集め方こそが不当なものであり、非難されるべきである」

【評価①】

「吉田議員が差別発言をしたと決めつけた」「懲らしめる趣旨で説明をした。」という発言は請願者が不誠実かつ悪意を持って行動していると示唆しており、請願者の名誉を損ない、請願活動そのものを貶めるものである。請願者がこのような説明をしたとの客観的な証拠も提示されておらず根拠を欠いた主張で「無礼の言葉」にあたる。

「真意に反する方法で署名を集めた」との発言は請願活動そのものを疑念視するものであり、他の市民が今後の請願活動に参加することを躊躇・萎縮させる恐れがある。また請願者が「吉田議員を懲らしめる意図」で行動したという具体的な証拠が示されておらず、発言において事実確認と根拠の提示を徹底すべき議員の責務と倫理に反する行為である。

以上のとおり請願者の名誉を毀損し、請願権を侵害すること、議会の品位と中立性を損なう発言であり、市民の信頼を低下させること、事実確認と根拠の提示を欠き、無責任な発言であることから、この発言は本会議の発言としては許されるべきではない。

【評価②】

関議員は「(請願者は) 実際の吉田議員の発言すら説明せず」と言っているが、請願者は次のように証言している。「(・・吉田議員は発言の中で)「この支援員を法制担当者という、正規の担当者がかわいそうであります」という表現を用いられております、これは明らかに正規・非正規の違いをもって、非正規職員の人格を否定した言葉だと私は受け取りました。そういう意味で差別と判断をしております。…というふうな形で説明をしております。」

関議員のこの発言は虚偽とも言える発言であり、名誉を毀損する発言である。

発言⑦

「その間、名簿は出ないと虚偽の説明を信じた市民の方の名前は公開されっ放しです。」

【評価①】

関議員が「名簿は出ない」という説明を「虚偽」と主張しているが、名簿が適切に非公開で管理される場合、「名簿は出ない」と説明することは虚偽ではなく、正当な手続に基づくものである。一部の情報が議会傍聴資料として公開される場合でも、その範囲は厳格に制限されるべきであり、「名簿は公開されっ放し」という表現はあたらない。請願者はこの認識を伝えたもので問題はなく、関議員が「虚偽」と断定するその他の具体的な根拠が提示されないなら、単なる主観的な解釈で誤った印象を与える不当な発言というべきで「無礼の言葉」である。市民の行為を「虚偽」と断定することで、責任を押し付けるような発言は議会の信頼性を低下させ、その品位を著しく損なう。虚偽の説明と断定する前に、名簿の取扱いに関する具体的な規定や手続を十分に確認すべきで、こうした確認が不十分なままの発言は議員としての職務倫理に反する。

以上からこの関議員の発言こそ虚偽であり、不当な発言と言える。

イ 戸別訪問を正当化し、遵法精神から逸脱した発言について

次に請願賛同人への戸別訪問を正当化して遵法精神から逸脱し、またそれにより、議会の品位と秩序を著しく損ねている発言について指摘する。

議員はその議員活動において、各種法令に従い確実に守ることは活動の基本原則である。

発言⑧

「賛同人名簿は非公開の情報ではなく、しかも市議会傍聴者に対して配付される資料となっているのですから、市民一般が知り得る情報です。このような情報を一市会議員である私が参照し、上記のような正しい情報をお伝えすることにどのような問題があり、誰がどのような不利益を受けるのか私には分かりません。」

【評価①】

「朝来市議会の個人情報の保護に関する条例」では個人情報を利用する際には、①利用目的の制限(第4条) 個人情報は権限に基づく事務の遂行に必要な場合に限られる。②不適正利用の禁止(第6条) 違法又は不当な行為を助長・誘発する方法で個人情報を利用してはならない。③安全管理措置(第9条) 漏洩などを防ぐための措置が求められる。④提供及び利用の制限(第12条) 法令に基づく以外では目的外利用が禁止される。等の原則が求められている。関議員の「公開資料だから問題がない」とする発言は、この条例で求められる慎重な取扱いの原則の理解を欠いている。

議会傍聴資料として配布された資料であっても、条例が求めているのは使用目的が適正かつ必要最小限の利用である。また関議員は「誰がどのような不利益を受けるの

か私には分かりません。」と述べているが、名簿の内容がSNS等で拡散されることで、賛同人が不特定多数に名指しで知られる可能性があるというプライバシーの侵害や、請願活動において、署名が不用意に第三者に参照され接触される懸念が広がれば、市民が署名や請願活動に参加することをためらう要因となる「市民活動の萎縮」といった不利益を市民が被ることとなる。

関議員の発言は個人情報保護の重要性を軽視しており、さらに正しい情報を伝えるという名目で賛同人に個別接触したことを正当化している。このような発言は市民の議会による個人情報の扱いに対する懸念を生じさせ、議会への信頼を著しく損なうものである。

このように関議員の発言は、朝来市議会の個人情報の保護に関する条例や地方自治法の規定を十分に理解・遵守していない発言である。このような発言は市民のプライバシー保護に対する軽視とみなされ、議員としての資質に疑問を投げかけるものである。

発言⑨

「今回の私の接触は、上記のごとく、以下のような対応です。訪問は私の知人のみで、面識のない人には接触していないこと。請願3号の署名欄に名前があるとの情報を伝えたこと。請願3号の内容を説明し、真に賛同人となる意思があったか、お話をする中で確認をしたこと。撤回を希望する方には撤回の方法を伝え、撤回を希望しないと述べた人に対しては速やかに退去したこと。賛同人署名を行ったことを非難したり威圧的に撤回を急激に迫ったりしたことはなかったこと。このように、私の面談は決して賛同人に対して取下げを求めたり、論難したり、今後の請願や賛同人になることに萎縮を生じさせたりするような接触ではありません。私の訪問によって仕方なく賛同人署名を撤回したとか、撤回させる圧力を感じたという方はほとんどいらっしゃらない、私はいらっしゃらないと確信しています。私の賛同人に対する接触は、あくまで正しい情報をお伝えしたものであって、請願の妨害に該当するような接触ではありません。正当な議員活動であると考えています。」

【評価①】

請願権は憲法第16条で保障され、市民が自由に行政や議会に意見を表明する基本的権利である。この権利を尊重し保障することは議員の重要な責務である。戸別訪問はたとえ「知人のみ」や「威圧的でない」形で行われたとしても公的な立場である議員からの接触は市民にプレッシャーを与え、請願活動への萎縮を招き、市民の権利行使を妨げる危険性がある。また議員が請願の賛同人に直接接触し、賛否について確認する行為は請願に対する中立性を損なうものであり、議会への信頼を低下させる。これらの点で関議員の行為は大きな問題があるが、その行為を正しい行為であるかのように議会で発言することは議会のコンプライアンスを疑わせるもので議会の権威を傷つけその品位を大きく貶めるものである。

発言⑩

「今回の私のような接触自体が認められないというのであれば、逆に正しい情報に基づかずに本意ではなく賛同人となった方々について、賛同人署名を撤回する自由を制限することになり、ひいては当該賛同人の正しい情報を知る機会を奪うことになると考えます。今回の私の情報提供により、実際に賛同人署名は本意ではなかったとして撤回された方々がおられます。そのことについては本当によかったと思っ

ています。」

【評価①】

関議員のこの「戸別訪問を正当化する」発言は議員としての職責や倫理に反しており、議員の資格に疑問を抱かせるものである。憲法第16条で保障されている請願権は国民の基本的な権利である。この権利はあらゆる干渉や圧力から保護されるべきものである。「正しい情報を提供し撤回の自由を確保する」という主張は一見正当なように見えるが、実際には賛同人に圧力をかける形での「撤回の自由」を強調しており、請願活動への不当な干渉に該当する。議員の戸別訪問が心理的な圧力を生むことを認識せず「正しい情報提供」として正当化している点は市民の請願権を軽視している。「本意でなく署名した」として撤回が発生したことを肯定的に述べているが、この結果自体が関議員による請願権への介入・侵害の証拠となる。

【評価②】

また「情報提供により撤回された方々がおられることを良かった」と述べており、自己の行動が正しいという独善的な視点を示している。請願活動に直接介入することで、議員が自らの立場を利用して市民の行動を操作しようとしたと解される。議員には市民の自由な政治参加を尊重して、それを支える役割が求められるが、この発言はその責務を果たしていない証左と言え、議会の品位を損なっている。市民が自由に署名し意見を表明する権利を議員が直接干渉することで市民の政治参加を萎縮させる。「撤回の自由」を主張しているが議員が自ら関与して「自由」を操作していること自体が請願権の侵害であり、民主主義の基本原則に反する行為である。

このように請願権の侵害リスクを理解せず、市民の権利行使に不当な干渉を行なったこと、議会の品位を損ない、議員の職務倫理に反する行為を行なったことから、このような行動は議員の資格に疑問を抱かせるものである。

発言⑪

「なお、傍聴者資料としても公開されている情報にもかかわらず、私個人で判断し、接触したことがいけないとの指摘も受けておりますが、私の個人の接触は駄目であるが、議会なら大丈夫であるという法的な根拠があるのでしょうか。」

【評価①】

関議員は「私個人の接触はダメで議会としてなら大丈夫という法的根拠があるのか」と述べているが以下の点で大きな違いがある。議会として請願審査のために請願者に必要な問合せを行う場合、その目的や方法が明確にされ、議会の記録にも残る。これにより市民に対する説明責任を果たすことができる。しかし、個々の議員が独自に接触する場合、目的や方法が議会で共有されず、不透明な行動とみなされる。これにより、請願活動に対する不信感を招く恐れがある。また、議会は受理した請願の審査を行う法的な責任を持ち、必要な調査や確認を行う権限がある。この場合、調査の目的や範囲が議会全体で合意され、適切に制約される。しかし、個々の議員の接触は個人的な解釈や意図に依存するため、公平性や中立性に欠ける可能性がある。請願審査は法的にもあくまで議会として行うべきものであり、議会全体で合意された手続に基づく問合せや調査である場合は何ら問題はない。一方で個々の議員が独自に賛同人に接触することは、議会の公平性、中立性を損なうこと、また請願法の観点からも不適切である。関議員のこの発言は議員としての職務倫理や法的責任に対する認識の欠如を示しており、議会の品位をも大きく貶めている。

発言⑫

「請願であるからという理由のみで賛同人署名をされた方々に正しい情報をお伝えすることが違法な行為であると評価されるのは明らかにおかしいことです。」

【評価①】

16名もの請願賛同人を戸別訪問し、「正しい情報」として議員個人の解釈を伝える行為は朝来市議会の個人情報の保護に関する条例に違反し、名簿の利用目的を逸脱した行為であり、市民のプライバシーを侵害する。「正しい情報」を伝える行為は議会全体の手続に基づいて行われるべきものであり、議員個人が請願活動に干渉することは職務の範囲を逸脱している。

請願活動の「署名の集め方が不当」と断定することは請願権行使を否定的に捉える発言であり、市民の権利行使を妨げる効果を生む。これら関議員の発言には、請願権の保護、朝来市議会の個人情報の保護に関する条例の遵守、議会の中立性の確保といった法的責務に対する認識と責任が不足している。

以上のように、「署名の集め方が不当」という発言は請願者の名誉を損ない、「無礼の言葉」に該当すること、議会の中立性や品位を損なうものであり、市民の民主的権利行使を妨げるリスクを高めていることから本会議の場での発言としては許容できない。

発言⑬ 「市民の方々が正しい情報の下に正しい判断をされることをお手伝いすることは議員活動としてとても大切なことだと思っています。」

【評価①】

関議員のいう「正しい情報」とは関議員の主観的で独善的な主張のことであり、「正しい判断」とは関議員の意に沿った「判断」に過ぎない。「お手伝いする」とは賛同人名簿を目的外に利用して賛同人宅を戸別訪問し、請願趣旨を一方的に否定して、吉田議員の発言は差別発言ではないと自分の勝手な解釈を伝えること、そして請願賛同人を撤回させることである。これらの発言が請願者と賛同人に対する著しく無礼な言葉であることは、これまで指摘してきたとおりである。関議員は、請願者は「正しい情報」を提供しておらず、賛同人は「正しい判断」をしていないと主張している。

関議員はこうした活動が「議員活動としてとても大切なものである」と述べている。これは賛同人宅を戸別訪問して請願趣旨を否定して回る違法行為を正当化している。この発言は請願活動に対する不当な介入を正当化しており、請願者と賛同人に対する大変無礼でその名誉を傷つける発言である。また議会の秩序を乱し品位を著しく貶める発言である。

発言⑭

「その間、名簿は出ないと虚偽の説明を信じた市民の方の名前は公開されっ放しです。」

【評価①】

請願書や賛同人名簿が議会内で使用される場合、その情報の扱いは、議会が定める範囲内に限定される。市民の名前が「公開されっ放し」と述べることはこうした取扱基準を誤解している、または意図的に主張している。市民の名前が「公開されっ放し」の状態になった原因については、むしろ関議員が名簿をもとに賛同人を戸別訪問したことが問題で、情報の更なる拡散や誤解を招く原因になっており、また、吉田議員の情報漏洩の結果でもある。この発言は天に向って唾を吐く行為に等しいものである。

また、この発言は議会の信頼性を傷つけ、品位を著しく貶めている。

ウ 朝来市議会を侮辱し議会秩序を著しく乱す発言について

発言⑮

「さらには、私が本件について議会に対し、市民から何かよく分からないものに署名して不安に思っている方がいると相談を受けた。本件の請願第3号の賛同人署名がその相談内容かもしれないので御調査いただきたいと報告したら、賛同者に対し、正しく請願の内容に賛同したか否か、早急に調査確認を行えたでしょうか。恐らく抽象的な市民からの相談を根拠にして、賛同者に対し調査・確認などできないとなるか、あるいは、賛同者に接触すること自体が許されないという百条委員会と同様の意見が多数となり、議会は賛同人との接触を避け、賛同の真意を確認することはできなかったというのが関の山ではないでしょうか。その間、名簿は出ないと虚偽の説明を信じた市民の方の名前は公開されっ放しです。」

【評価①】

そもそも不確かな情報に基づいて調査を開始すること自体が不適切である。「何かよく分からないものに署名して不安に思っている」という抽象的な相談内容をもとに調査を始めることは請願活動の正当性を損なう。賛同人に対して「正しい請願内容を理解しているか」を確認する行為は、請願活動の自由を侵害し議会の中立性に対する信頼を失わせる結果を招く。

関議員は「議会ではできないから個人で行った」と述べているが、これは議会全体の手続と責任を無視した行為であり、中立性を著しく損なうものである。

【評価②】

「議会は賛同人との接触を避け、賛同人の真意を確認できなかったというのが関の山ではないでしょうか。」と述べるが、そもそも関議員が「不安な人がいる」から議会で調査をと実際に申し入れたとしても、議会はこの申入れを受理はしなかったであろう。雲を掴むような曖昧な申入れを受けて何をどのように調査できるであろうか。できるはずがない。にもかかわらず自分の破天荒な調査請求がさも正当であるかのような前提に立って、議会を「関の山でしょう」と言うのは余りにも独善的な主張であり、議会をあからさまに侮辱し、その品位を貶める発言である。

【評価③】

関議員の発言には議員としての資質に疑問を抱かせる点がいくつか含まれている。議員は地方自治法や、朝来市議会の個人情報保護に関する条例に基づき、市民の権利を尊重しながら活動する責務がある。今回の発言や行動は、これらの規定に対する理解が不足していると見られる。「議会ではできないから個人で行なった」との発言は、議会の正当な手続を無視し、議会運営を混乱させ、議会の秩序を大きく乱している。

以上が関議員の12月24日陳述における主な懲罰対象発言に対する委員会の評価である。

委員会ではこの評価に基づき、全会一致で懲罰を科すべきであると決した。

なお、渕本委員は懲罰を科することに異論はないが、関議員の行為は公開情報に基づいた議員活動であること、市民の不安を解決しようと訪ね歩いたことは議員活動として理解できる行動であることから、関議員の発言は問題があるにしろ特段大きな問題はないとの意見であった。

(4) 結論～科すべき懲罰について

これらの評価に基づき、委員会では意見交換の結果、以下のような総括的結論に基づき科すべき懲罰についての決定を行なった。

- ① 請願活動、請願者、請願賛同人に対する極めて悪質な名誉毀損、誹謗中傷発言が多い。こうした発言を公開の議場で何度も繰り返したことは当該市民に対して無礼極まることであり、最大の懲罰が与えられてもやむを得ない。
- ② 請願権の深刻な侵害を意に介さず、正当化する発言が多く、こうした違法行為を是認かつ正当化する発言は、議会秩序を著しく混乱・破壊するものとして容認できない。議会として厳しい懲罰が必要である。
- ③ 関議員自らもその制定に参加した「朝来市議会の個人情報の保護に関する条例」に対する違反行為（個人情報の目的外利用）を公然と正当化する発言が多く、百条委員会で何度も指摘されてもついに反省の弁はなかった。そればかりか、最後には「議会は動けないのが関の山」と議会を挑発し侮辱する発言をする有様である。議会秩序に挑戦し、破壊し、議会の品位を大きく貶め、議会への市民の信頼を著しく損ねる発言として到底容認できない。議会の秩序を回復し守るためにも、また市民の信頼を回復するためにも特に厳しい懲罰が必要であると判断する。
- ④ 倫理性が著しく欠如している。憲法や法に対する遵法精神（コンプライアンス）の保持は、議員の持つべき最低限の基準であるところ、関議員にあってはこの遵法精神から公然と逸脱する発言が多く到底市民の負託を受けた議員としての職責を全うできる資質があるとは思えない。
- ⑤ 憲法の趣旨への違反を始め、請願法、朝来市議会の個人情報の保護に関する条例の違反行為を肯定・正当化する発言に終始し、自己反省の弁明はない。これは議会としてはコンプライアンスの観点、また議会秩序の維持の観点から到底受け入れられるものではない。
議会の正常な秩序を回復し、遵法精神に則った議会運営を行なっていくためにも最も厳しい懲罰が不可避であると考ええる。
- ⑥ 以上の総括的評価に基づいて慎重に検討した結果、その懲罰は、議員の身分を失うことになるが、賛成多数で、最も重い「除名」処分が適切妥当であるとの結論に至った。
委員会として同僚議員に対しこのような重い懲罰を科すべきと報告することは苦渋の判断であり痛恨の極みであるが、市民のために最良の議会を回復し維持していくことが、議会としての果たすべき義務であると考え慎重に決断した次第である。

以上が関議員に科すべき懲罰内容を「除名」と決定した理由である。

なお、渕本委員のみは懲罰に値する発言があることは認めるが、懲罰としては最も軽い戒告処分が適切であるとの意見であったことを付記しておく。

以上、朝来市議会会議規則第103条の規定により報告します。

令和7年3月26日

議長 浅 田 郁 雄 様

懲罰特別委員会

委員長 森 下 恒 夫